

沖縄交響楽団規約

第 1 章　総則

第 1 条 本楽団は、沖縄交響楽団と称する。

第 2 条 目的

本楽団は、オーケストラ活動を通じ、楽団相互の親睦を図り、より良い音楽を追求し、沖縄における音楽文化の振興、発展向上を目的とする。

第 3 条 事務局

本楽団の事務局を事務局長宅に置く。

第 2 章　事業

第 4 条 本楽団は、第 1 章第 2 条に挙げた目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 定期演奏会の開催
- 2 その他、本楽団の目的達成のために必要な事業

第 3 章　組織

第 5 条 本楽団は、運営委員、顧問及び参与、音楽委員及び団員をもって組織する。

第 4 章　運営委員

第 6 条 本楽団に次の運営委員を置く。

団長	1名
副団長	1名
指揮者	1名
事務局長	1名
コンサートマスター	1名
インスペクター	若干名
会計	1名

第 7 条 各運営委員は補佐を置くことができる。

第 8 条 運営委員の任務は次の通りとする。

- 1 団長は本楽団を代表し、統括する。
- 2 副団長は団長を補佐し、団長が任務を遂行できない事態の際に、これを代行する。
- 3 事務局長は本楽団の事務運営を統括し、処理する。
- 4 会計は、本楽団の会計業務を処理する。

第 9 条 運営委員の選出方法、任期は次の通りとする。

- 1 団長は総会において選挙により決定する。任期は 3 年とする。但し再任を妨げない。
- 2 副団長、指揮者、事務局長、コンサートマスター、インスペクター、会計は総会の承認を得て団長が任命する。
- 3 運営委員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第 5 章 顧問及び参与

第 10 条 本楽団は顧問および参与を置くことが出来る。

第 11 条 顧問及び参与は運営委員の推薦により、団長が委嘱する。

第 12 条 顧問及び参与は、運営委員会に出席して、意見を述べることが出来る。

第 6 章 団員

第 13 条 団員は、高校卒業以上、大学、一般のもので音楽を愛好し、楽器演奏が出来るものとする。但し試用期間の者、種々の理由で団員になれない者については、運営委員会の許可を得て、団友として活動に参加することが出来る。

第 14 条 団員は次に掲げる義務を負う。

- 1 楽団活動への積極的参加
- 2 楽団規約の遵守
- 3 団費の納入

第 15 条 団員の入団、休団、退団については次のように定める。

- 1 入団については所定の手続きを経て、運営委員会の承認を得て行うものとする。
- 2 病気、事故、その他やむをえない自由により楽団活動を 3 ヶ月以上休む場合、所定の手続きを経て、休団することが出来る。
- 3 退団については、所定の手続きを経て、退団することが出来る。
- 4 理由なくして長期に欠席、また本楽団に著しい不利益を与えたとみなされる者については、運営委員会で検討し、退団されることもある。

第 16 条 団友は、次に掲げる義務を負う。

- 1 楽団活動への積極的参加
- 2 楽団規約の遵守

第 17 条 団友の入団、休団、退団については、第 6 章第 15 条の団員の入団、休団、退団の規定に準ずる。

第 7 章 音楽委員

第 18 条 本楽団に次の音楽委員を置く。

- 1 指揮者
- 2 コンサートマスター
- 3 インスペクター
- 4 各パートリーダー(弦 4 名、木管 1 名、金管 1 名、打楽器 1 名)

第 19 条 音楽委員の任務を次の通りとする。

- 1 指揮者及びコンサートマスターは、音楽面におけるオーケストラの代表として、音楽面における活動を統括する。
- 2 インスペクターは、演奏会及びその練習に関する必要事項の調整処理を行う。
- 3 各パートリーダーは、演奏会及びその練習に関する各パート内の必要事項の調整処理を行う。

第 20 条 音楽委員の選出は、総会において決定する。任期は指揮者、コンサートマスター、インスペクターは 3 年、トレーナー、各パートリーダーは 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 8 章 指揮者

第 21 条 本楽団は、常任指揮者、副指揮者及び名誉指揮者をおくことができ、総会にて決定する。

第 22 条 常任指揮者、副指揮者は、各演奏会及び練習の指揮の任を執り、任期を 3 年とする。但し再任を妨げない。

第 23 条 常任指揮者、副指揮者は、音楽委員会で意見を述べることが出来る。

第 24 条 各演奏会の指揮者の選出は、音楽委員会で選び運営委員会で決定する。

第 9 章 ト レ ー ナ ー

第 25 条 本楽団は、演奏会等の練習の為にトレーナーを置くことが出来る。

第 26 条 トレーナーの選出、業務内容、任期については運営委員会及び音楽委員会の合議の上、これを決定する。

第 10 章 諸 係 り

第 27 条 本楽団に係を置くことが出来る。

第 28 条 係の選出、業務内容については運営委員会でこれを決定する。

第 11 章 会 議

第 24 条 本楽団の会議は、次の通りとする。

第 25 条 総会は、年 1 回以上開催し、本楽団の運営の基本的事項を審議決定する。

第 26 条 総会は、団員全員に告知し、委任を含め、団員全体の 3 分の 2 以上の出席で成立するものとする。但し休団者は除く。

第 27 条 総会において、本楽団の年間計画、会計報告、音楽委員の決定、及び 3 年に 1 度団長の選挙と運営委員の任命を行うものとする。

第 28 条 運営委員会は運営委員で構成される。

第 29 条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- 1 本楽団のあらゆる活動を統括する。
- 2 本楽団の目的達成のための活動を計画・実施し運営にあたる。
- 3 本楽団の財産について管理運用にあたる。
- 4 本楽団の運営その他について、必要に応じて団員への報告を行うものとする。
- 5 運営委員会において決議事項が生じた場合、過半数の同意を得ることによって運営委員会の決定とする。
- 6 その他、緊急事項の処理問題解決にあたる。

第 30 条 運営委員会は、各運営委員の要請を受け、団長が召集する。

第 31 条 音楽委員会は、音楽委員で構成する。

第 32 条 音楽委員会の任務は次の通りとする。

音楽委員会は、本楽団の演奏会の企画(演奏曲目、指揮者の登用、出演者の決定、日時、会場等)にあたる。

第 12 章 演 奏 会

第 33 条 本楽団は、以下の演奏会を開催する。

- 1 定期演奏会
- 2 その他の演奏会

第 34 条 演奏会開催の実務については、団員による実行委員会を組織し、これにあたらせることもできる。

第 13 章 会 計

- 第35条 本楽団の経費は、団費、演奏会収入、寄付金、補助金、その他の収入を以って充てる。
- 第36条 団費は、活動参加の有無に関わらず、月額1,500円とする。但し、会計が設定した期間内に一年間分を一括納入する場合に限り年額15,000円とする。
- 第37条 特別な事由により申請があつた場合に限り、運営委員会にて協議の上、団費を減免することができる。
- 第38条 会計報告は、総会の際に年度の報告を行う。また演奏会の会計報告は、その演奏会終了後速やかに行うものとする。
- 第39条 本楽団の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14章 監査

- 第40条 本楽団に監査員を2名置き、監査員は本楽団の事業、財産管理運用及び会計の監査にあたる。
- 第41条 監査員の選出は運営委員会でこれを行い、総会の承認を得て、団長が委嘱する。
- 第42条 監査は年1回以上行い、総会または必要に応じて団員に報告するものとする。

第15章 付則

- 第43条 本規約は、総会出席者の三分の二以上の賛成を得なければ、変更することは出来ない。
- 第44条 本規約は、1989年(平成元年)4月1日より施行する。
- 1990年(平成2年)3月の総会において、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第8条、第5章(第9条、第10条、第11条)、第17条、第18条、第19条、第20条、第12章(第35条、第36条、第37条)、第41条を改定する。
 - 1991年(平成3年)4月の総会において、第17条の5、第18条の3削除、第18条の5、第19条を改正する。
 - 1996年(平成8年)3月の総会において第5条、第4章、第6条7, 8, 17, 18, 20, 21, 24, 28、第29条を改正し、正午との条文の番号にし、第10条に第8条を追加した。
 - 1999年(平成11年)3月の総会にて第7章(第1条の4)、第8章(第1条、第2条、第3条)を改正し、第7章(第1条の3、第2条の3)を削除した。
 - 2000年(平成12年)11月の総会において第7章第1条、第3条、第12章第2条を改正した。
 - 2001年(平成13年)6月の総会において第12章第2条を改定した。
 - 2001年(平成13年)11月の総会において第7章第2条、第9章及び第13章第3条を改定した。
 - 2017年(平成29年)6月の総会において第4章第1条を改定した。
 - 2018年(平成30年)5月の総会において第6章を改定した。